

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十六号

令和三年六月四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 富田 茂之君
理事 鬼木 誠君
理事 関 芳弘君
理事 山際大志郎君
理事 山岡 達丸君
理事 睦元 将吾君
理事 石川 昭政君
理事 神山 佐市君
理事 工藤 彰三君
理事 佐々木 紀君
理事 武部 新君
理事 富樫 博之君
理事 福田 達夫君
理事 星野 剛士君
理事 宗清 皇一君
理事 落合 貴之君
理事 日吉 雄太君
理事 宮川 伸君
理事 高木美智代君
理事 美延 映夫君
理事 石崎 徹君

経済産業大臣 堀山 弘志君
外務副大臣 鷲尾英一郎君
経済産業大臣政務官 宗清 皇一君
政府参考人(内閣官房内閣審議官) 富安泰一郎君
政府参考人(内閣官房内閣審議官) 岡本 幸君
政府参考人(外務省大臣官房審議官) 曾根 健孝君
政府参考人(外務省大臣官房参事官) 大鶴 哲也君

政府参考人 有馬 裕君
(外務省大臣官房参事官)
政府参考人 三浦 章豪君
(経済産業省大臣官房審議官)
政府参考人 廣瀬 直君
(経済産業省通商政策局長)
政府参考人 飯田 陽一君
(経済産業省貿易経済協力局長)
政府参考人 宮岡 宏信君
(経済産業委員会専門員)

委員の異動

六月四日
辞任 補欠選任
逢坂 誠二君 日吉 雄太君
同日
辞任 補欠選任
日吉 雄太君 逢坂 誠二君

五月二十八日
新型コロナウイルス危機打開のため持続化給付金の再給付の実施に関する請願(奥野総一郎君紹介)(第一〇四八号)
同(清水忠史君紹介)(第一一三三号)
同(清水忠史君紹介)(第一一九七号)
原発ゼロ、石炭火力発電廃止、再生エネルギー普及等に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一九六号)

同(釜井亮君紹介)(第一一九七号)
同(穀田恵二君紹介)(第一一九八号)
同(志位和夫君紹介)(第一一九九号)
同(清水忠史君紹介)(第二〇〇号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二〇〇号)
同(田村貴昭君紹介)(第二〇二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二〇三号)

同(畑野君枝君紹介)(第二〇四号)
同(藤野保史君紹介)(第二〇五号)
同(宮本徹君紹介)(第二〇六号)
同(本村伸子君紹介)(第二〇七号)
同(横光克彦君紹介)(第二〇八号)
六月一日
原発ゼロ、石炭火力発電廃止、再生エネルギー普及等に関する請願(生方幸夫君紹介)(第一三八四号)

は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)

○富田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件を議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本件審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官富安泰一郎君、内閣官房内閣審議官岡本幸君、外務省大臣官房審議官曾根健孝君、外務省大臣官房参事官大鶴哲也君、外務省大臣官房参事官有馬裕君、経済産業省大臣官房審議官三浦章豪君、経済産業省通商政策局長広瀬直君及び

経済産業省貿易経済協力局長飯田陽一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○富田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○富田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮川伸君。
○宮川委員 おはようございます。立憲民主党の宮川伸でございます。
本日は、北朝鮮の輸出入全面禁止措置の延長に関して質問をさせていただきます。
拉致、核、ミサイル、この問題は、我が国においても、安全保障上、極めて重要な問題だということに認識をしております。
これを平和的にしっかりと解決をしていくためにこの経済制裁が必要だということであると思っておりますが、前回、二年前に同じような延長がありましたが、そのとき、我が党は賛成をさせていただいております。
あれから二年がたっておりますけれども、この二年の間での経済制裁がどのような効果を示しているのか。これは、漫然と単に延長していく、こういうことにならないようにしなければいけないと思っております。それとともに、逆に、経済制裁が強過ぎて、北朝鮮が、私たちがイメージしているような状況とは異なる形で暴発していくようなことがないかどうか、こういうところも注意をしなければいけないと思っております。
こういった視点から、今日、御質問させていただければというふうに思っております。
最初に大臣にちよっとお伺いをしますけれども、安倍政権のときの二〇一七年頃、北朝鮮に対

対して、全ての大量破壊兵器、弾道ミサイルの廃棄を求めたにもかかわらず、北朝鮮はこの二年間もこれに応じない上に、短距離弾道ミサイル等の発射を繰り返してきております。

また、菅政権の最重要課題であります拉致問題については、北朝鮮に対して一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めてきておりますけれども、この二年を経てもなお解決に至っていないということがあります。

こうした北朝鮮をめぐる諸般の情勢を総合的に勘案し、政府として、輸出入については、最大限の措置である輸出入全面禁止措置を緩めることなく、二年間延長することとしたものであります。

引き続き、対北朝鮮措置を厳格に実施をしてまいりたいと思っております。

○美延委員 そのほかもうしつかり、大臣、よろしくお願いいたします。

これまで、この委員会でも各委員から、本承認案件による制裁措置の実効性についても指摘がなされて、政府からの答弁においても、国際社会のみならず個別の国に対しても今後とも働きかけを強めて、国連安保理決議の着実かつ全面的な履行を求めていきたいとの答弁がされております。

国連安保理決議の履行という点から見ると、日本貿易振興機構の発表によれば、コロナ禍前の北朝鮮の二〇一九年対外貿易額は、前年比の一四・一％増の三十二億四千五百万ドルと推計され、先ほど梶山大臣からの答弁もありましたが、最大の相手国である中国のシェアは九五・四％に達しているということになっております。

また、北朝鮮は、コロナ禍で国境や港を封鎖していましたが、今年三月に入ってから海上の交易を再開し、その中には、国連安保理決議で輸出が禁じられた鉄鉱石を積んだ船もあるという報道があります。やはり国連安保理決議の実効性確保のためには、中国、ロシアといった、北朝鮮との貿易額の大きな国の協力が不可欠であると思えます。

そこで、北朝鮮による国連安保理決議の履行の確保に向けて、政府として、アメリカや韓国のみならず、最大の貿易相手国であります中国を含めた関係国とどのような協力関係を構築し、実効性のあるような働きかけを北朝鮮に対して行っていく必要があると認識されているのか、伺わせていただきます。

○大鶴政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、北朝鮮に対して、国連安保理決議の下での義務に従うことを求めてきておりますが、これに加えまして、国連安保理北朝鮮制裁委員会ですと、同委員会の専門家パネルの作業に積極的に協力するとともに、関係国に対し、様々なレベルでの決議の完全な履行を働きかけて、安保理決議の実効性の向上に取り組んでまいっております。

まさに今委員から御指摘ございましたとおり、北朝鮮と緊密な経済関係にあります中国によります安保理制裁の履行は重要であるというふうに考えておりまして、四月に行われました日中外交電話会談を含めまして、国連安保理決議の完全な履行の重要性を中国との間で確認してきております。

また、引き続き、日米、日米韓も含めまして、また、中国、ロシアを始めとする国際社会とも協力しながら、国連安保理決議の実効性の向上に取り組んでまいります。

○美延委員 そのほかもうしつかり、本当に実効性を上げていただきたいと思えます。

次に、北朝鮮による拉致問題についてお伺いをいたします。

前回の輸出入禁止措置の延長の閣議決定からこの二年間で、本当に残念なことではあります。有本恵子さんのお母様、横田めぐみさんのお父様がお亡くなりになりました。その他の拉致被害者の家族の皆さんも御高齢でいらつしやいます。拉致問題の解決には一刻の猶予も許されません。

菅内閣においては、政権発足以来、拉致問題を政権の最重要課題であると位置づけ、今国会の施政方針演説においても、先ほど梶山大臣の答弁もございましたが、金正恩委員長と条件をつけずに

直接向き合う決意に変わりはなく、日朝平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、国交正常化を目指すということになっております。

しかし、平成二十八年二月に北朝鮮が日朝合意に基づき日本人拉致被害者等を含む全ての日本人に関する包括的な調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を発表して以降、拉致問題の解決に向けた動きは事実上ストップしてしまっているように見えます。

そこで、まず、拉致問題の現状及び解決に向けた道筋について、政府の見解を伺います。

○岡本政府参考人 お答えいたします。

二〇二二年に五人の拉致被害者が帰国して以来、一人の拉致被害者の帰国も実現していません。ただいま委員がおっしゃいましたように、この二年間に、有本嘉代子さんと、そして、明日六月五日は横田滋さんの御命日ですけれども、このお二人が御逝去されました。お二人の御存命中に恵子さん、めぐみさんととの再会を実現できなかったこと、政府として本当に申し訳なく思っております。

拉致問題は、菅内閣の最重要課題です。菅総理自身、累次の機会において、条件をつけずに金正恩委員長と直接向き合う決意を述べているところでありまして。

引き続き、菅総理、加藤官房長官兼拉致問題担当大臣の下、関係省庁と連携して、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向けて、あらゆるチャンスを逃すことなく全力で取り組んでまいります。

○美延委員 もちろん、一日でも早く全員の帰国というのは、これはもう是非お願いしたいと思っております。

そこで、拉致問題の解決のためには、米国を始めとした国際社会の協力が不可欠であると思っております。本年四月に行われた日米首脳会談では、菅総理から拉致問題の即時の解決に向けた引き続きの理解と協力を求められ、バイデン大統領から拉致

問題の即時解決を求める米国のコミットメントが改めて示されたと同様にありますが、この会談の内容を含め、バイデン政権の拉致問題に対する姿勢をどのように捉えているか、政府の認識を伺います。

○曾根政府参考人 お答えいたします。

バイデン政権の間でも、拉致問題を始めとする対北朝鮮政策について極めて緊密に連携してきているところがございます。

委員御指摘のとおり、四月に行われた首脳会談におきましては、菅総理から拉致問題の即時解決に向けて引き続き理解と協力を求めたのに対し、バイデン大統領から拉致問題の即時解決への米国のコミットメントが改めて示されたところでございます。また、その後、五月の日米外相会談、G7外相会合の折に行われた日米の外相会談におきましても、茂木大臣から拉致問題の即時解決に向けて引き続き理解と協力を求め、プリンケン國務長官からも支持をいただいているところでございます。

そういう観点で、アメリカ政府としても、この問題、拉致問題についてしっかりと取り組んでいくということが確認されているというふうにご考えております。

拉致問題は、菅内閣の最重要課題であります。引き続き、米国を始めとする国際社会と緊密に連携しながら、全ての拉致被害者の一日も早い帰国を実現すべく、全力を尽くしてまいりたいというふうにご考えております。

○美延委員 この拉致問題は与野党も野党もないと思っております。一日も早い皆さんの帰国を実現させていかなければならないと思っております。ありがとうございます。終わります。

○富田委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、北朝鮮に対する輸出入禁止措置について法案審議でございます。冒頭、まずこの法案について質問させていただきたいと思っております。これまでほかの委員の皆様がるる御質疑されてお

ましたので、私からはシンプルに二問、伺わせて  
いただきたいと思います。

この輸出入禁止措置についてなんですが、そも  
そもスタートしたのは平成十八年以降となっております。  
初めは半年ごとに延長措置を確認し、延  
長してきた。そして、平成二十一年からはこの延  
長の間隔が少し長くなり、一年ごとの延長措置とな  
りました。さらに、平成二十五年からは現在のよ  
うな二年ごとの延長措置というふうになってき  
ております。

ただ、その間も、北朝鮮による核実験や弾道ミ  
サイル発射実験が毎年のように行われておりま  
す。我が国に対する安全保障上の問題というものは、  
現状、改善の傾向が見られていない状況にござ  
います。

こういった期間がずっと続いていく中で、この  
措置の内容については、これまでの質疑でもあり  
ましたように、特段の変更や見直しはされてはき  
ておりませんし、二年前、この委員会での確認  
をした際も、これまでと同様の措置を継続するこ  
ういう内容でありました。今回も同様であります。

こういったことを考えると、この二年ごとの延  
長措置というものについて、果たして妥当なのか  
というところについて確認をしたいと思っております。  
措置事由が変更あるいは解消した時点で見直し  
ば、見直すことも現状可能となっております。二  
年ごとにわざわざ延長措置を行う必要性が本当  
にあるのか、この点について、大臣の御見解を伺  
いたしたいと思います。

○梶山国務大臣 北朝鮮に対する制裁措置につ  
きましては、措置を講じている間に、拉致、核、ミ  
サイルといった諸懸案の解決に向けた前向きで具  
体的な行動を取るよう強く求めるといった観点か  
ら、その内容、期間を含めて政府全体で総合的に  
検討した上で、二年間という期間を定めた措置と  
して実施をしているものであります。

今後、政府全体として、拉致、核、ミサイル  
といった諸懸案を包括的に解決するために何が効  
果的かという観点から、措置の期間も含めて、不

断に検討していかねばならないと考えており  
ます。

○浅野委員 ありがとうございます。  
これまでも何回か間隔の見直しというものが行わ  
れてまいりました。やはり、これは状況に合わせて  
臨機応変に、機動的に対応できる形が望ましい  
とは思っております。状況が何も変わらない  
中で、じゃ、この国会で何を議論するのかとい  
うところも含めて、是非政府内で御検討いただき  
たいと思っております。また、この経産委員会以外でも  
外交、安全保障問題を議論する委員会もございま  
すので、幅広い視野でこの問題は議論していかね  
ければいけないと思っております。是非ともよろし  
くお願いいたします。

続いての質問はちよつとテーマを変えますが、  
今回、今国会でデジタル関連法案が成立したこと  
を受けて、今後、地方の自治体の情報システムの  
改修作業が行われていくこととなります。ちよつ  
と、産業現場からいろいろの声が私のところによ  
りておりますので、その確認も含めてさせていただ  
きたいと思っております。まず、自治体の情報シ  
ステム仕様の統一化、これを踏まえた改修作業の全  
体的なスケジュール感、どういった内容になつて  
いるのか、まず政府にお伺いしたいと思います。

○富安政府参考人 御答弁いたします。  
行政サービスの提供の多くを担っていただいて  
いる地方自治体の情報システムにつきまして、統  
一、標準化を進めることで、個別に開発すること  
による人的あるいは財政的な負担の軽減、あるいは  
迅速な行政サービスの提供等を図ることとい  
はしております。

具体的には、住民記録や地方税等の地方自治体  
の十七の基幹業務につきまして、各地方自治体が  
利用しているシステムから、令和七年度末までに  
ガバメントクラウド上で提供される標準準拠シ  
ステムに移行することを目指しております。

また、標準仕様書の作成につきましては、現  
在、各制度所管府省において進めていただいてお  
りますけれども、これにつきましましては、令和四年

夏までに十七の基幹業務に係る標準仕様書を作成  
することといたしております。

こうした順次作成される標準仕様書に基づきま  
して、事業者が標準準拠システムを構築する期間  
を約一年と見込んでおりまして、令和五年度から  
令和七年度までを標準準拠システムへの本格的移  
行期間としていただいております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
令和四年の夏までに標準仕様を決めて、令和七  
年度までに導入をするという全体的なスケジュール  
感なんですかけれども、今、全国の自治体の情報  
システムで、今回、クラウドの導入というのを進  
めていくわけですが、私の方で少し調べさせ  
ていただきましたら、自治体のクラウド導入状  
況にはかなり今ばらつきがあるということなんで  
す。

例えば、人口二十万人以上の比較的大きな自治  
体では三分の二がまだ導入していない、五万人以  
上二十万人未満のやや中規模の自治体では二分  
の一が導入していない、そして、五万人未満の比較  
的小規模な自治体では三分の一が導入していない  
という状況で、一言で言ってしまうと、規模が大  
きい自治体ほど導入が進んでいないという現状が  
あることが分かりました。

これから標準仕様が決まると、令和七年度まで  
に導入をしようといったときに、この大きな自治  
体ほど導入がされていない現状を考えると、最終  
盤で一気には作業が集中して、産業現場に過剰な負  
担がかかるのではないかと、そんな懸念が持たれて  
おります。こういった産業界の懸念に対して、現  
状、どのように認識されているか、そのことを把  
握しているかどうかも含めて御答弁いただきたい  
と思っております。

○梶山国務大臣 官公庁や自治体等の情報システ  
ム改修について、短期間に多くの改修作業が集中  
した場合には、IT業界における負荷が高まる可  
能性があると認識しております。産業界から  
も、今後の改修作業の過密化についての懸念の声  
があることを承知しております。

こうした状況を踏まえて、システム改修に当  
たっては、システムの仕様やスケジュールにつ  
いての詳細な情報を早い段階から周知しつつ、移行  
期間の中で作業が集中しないようにすることが重  
要であります。

このため、経済産業省としては、関係業界と意  
見交換を進めながら、改修に係る仕様やスケ  
ジュール等について業界に速やかな周知を行うこ  
とにも、関係府省庁等にも業界の声を伝えて、シ  
ステム改修作業が円滑に進むように対応をしてま  
いりたいと考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。  
平成から令和に元号が変わるときも、私、この  
委員会と同様な質疑をさせていただいたんです  
が、当時は、やはり経済産業省も迅速に動いてい  
ただいて、業界からのヒアリングや、あるいは、  
切り替わる瞬間に全部変えなさいという話で  
はなく、一定の移行期間を設けていただくん  
ど、いろいろ御配慮をいただいたというふう  
に聞いております。

今回は更に規模が大きくなつてまいりますので、中  
長期的な取組にもなりますけれども、是非とも  
産業現場に混乱を来さないように、また作業する  
方々の過剰な負担が生じないように、是非御配慮  
をいただきたいということを申し上げさせていた  
だきます。

時間も、残り、もうほとんどありませんので、  
今日の質疑は以上で終わらせていただきます。  
ありがとうございます。

○富田委員長 これにて本件に対する質疑は終局  
いたしました。

○富田委員長 これより討論に入るのであります  
が、討論の申出がありませんので、直ちに採決に  
入ります。  
内閣提出、外国為替及び外国貿易法第十条第二  
項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の  
輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物  
の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じた